

# 議会役職任期意見

令和 7年11月 4日

東員町議會議長

南部 豊 様

東員町議會議員

水谷 喜和

議会役職任期（議長・副議長・監査委員）

- 従来通りの1年任期
- 来年度（R8年）から2年任期
- 改選時（R10年）から2年任期

## 現議会体制の公平性の確保

現行議長は、これまでの議会慣行および任期規定の下で選出されており、任期中に新制度を適用することは、制度変更に伴う不公平感を生じるおそれがある。改選後からの適用とすることで、すべての議員が同一条件のもとで新制度に臨むことができ、公平性が保たれる。

## 制度定着のための準備期間の確保

議長任期の変更に伴い、議会内的人事慣行、会議運営、役職交代時の引継ぎ方法など、実務面での整理が必要となる。改選後導入とすることで、次期議会構成員に十分な周知と準備期間を確保でき、円滑な制度移行が可能となる。

## 議会運営の安定性の維持

現議会任期の途中で制度を変更した場合、途中改選や役職交代が発生する可能性があり、議会運営や審議の連續性に影響を与えるおそれがある。改選後導入とすることで、現行体制を維持しつつ、次期議会から新たなルールのもとで安定した運営を図ることができる。

以上の理由から、議長任期の「2年制」導入については、次期議会改選後からの適用が妥当であると考える。